

富山市スマートシティ推進プラットフォーム運営委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、富山市スマートシティ推進体制に関する要綱第3条第2号に基づき設置する富山市スマートシティ推進プラットフォームの運営委員会について、必要な事項を定める。

(所掌事項)

第2条 運営委員会は、次に掲げる事項について意見及び助言を行う。

- (1) 富山市スマートシティ推進ビジョンに関する事項
- (2) 富山市スマートシティ推進プラットフォーム(以下「プラットフォーム」という。)の運営に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、スマートシティ政策の推進に関する事項

(組織)

第3条 運営委員は、次に掲げる者のうちから、富山市スマートシティ推進本部(以下「推進本部」という。)の本部長が選任する。

- (1) スマートシティ政策に関する見識を有する者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) その他、推進本部の本部長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年以内とする。なお、欠員が生じたことに伴い選任した委員の任期については、前任者の残任期間とする。

3 前項の委員は、再任することができる。

4 運営委員会に会長及び副会長を置き、会長及び副会長は、推進本部の本部長が選任する。

5 運営委員会の会長及び副会長は、プラットフォームの会長及び副会長を兼務する。

(職務)

第4条 会長は、運営委員会を代表し、会議の座長として議事の進行を司る。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員会の開催)

第5条 運営委員会は、推進本部の本部長が必要と認めるときに招集する。

(説明又は意見の聴取)

第6条 運営委員会は、所掌事項について必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 運営委員会の庶務は、企画管理部スマートシティ推進課(以下「事務局」という。)又は事務局が指定する者が行う。

附 則

この要綱は、令和5年10月2日から施行する。